

社会医療法人東和会 東和会いばらき病院

面会規程

(目的)

第 1 条 この規程は社会医療法人東和会東和会いばらき病院における入院患者への面会について必要な事項を定め、入院患者に精神的な安定、治療意欲や身体機能の向上、また患者および院内の安全を確保することを目的とする。

(面会時間)

第 2 条 入院患者に面会することができる時間は、毎日 14 時から 16 時までとする。ただし、急を要する場合であって、入院患者の担当医師が相当と認めるときはこの限りではない。

(面会場所)

第 3 条 入院患者の入院している病棟または病室内とする。

(面会可能な方)

第 4 条 家族・親族（近親の方、身の周りのお世話をする方を含む）

2 病院が必要と認めた者。（身の回りのお世話をしていた福祉関連職員や施設職員など退院に必要な面談を行う者）

3 小学生以下のお子さま連れでの面会はお断りする。

(面会人数)

第 5 条 1 回の面会につき第 4 条に規定される方、2 名までとする。

2 入院患者の担当医師が相当と認めるときはこの限りではない。

(面会受付)

第 6 条 希望時間枠に空きがある場合は当日でも構わないが原則事前予約制とする。予約の際には、希望日時、患者氏名、面会人数を聞き取り面会予定表に情報を入力する。

(面会の条件)

第 7 条 面会者は不織布マスクを装着し、病室への入室前後に手指衛生（手指消毒、または手洗い）を行う。

2 面会者は発熱や感染症を疑う症状（咳嗽、咽頭痛、全身倦怠感、嘔気・嘔吐、下痢等）がないこと。

3 面会中は、マスクを着用とする。

(面会者の遵守事項)

第 8 条 面会者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 患者の治療・検査が優先される事をあらかじめ了承すること。

- (2) 静粛を旨とし、他の患者に迷惑を及ぼさないよう努めること。(携帯電話の使用禁止)
 - (3) 酒気を帯びて面会してはならない。
 - (4) 面会中に喫煙してはならない。
 - (5) 面会者が病棟・病室で飲食をしてはならない。ただし、面会者が差し入れした食べ物を入院患者が飲食することは主治医に確認した上で可能とする。
 - (6) ペットや生花を持ち込こんではならない。
- 2 病院は、面会者が規定に違反、またはそのおそれがあると認めたときは、直ちにその面会を中止させることができる。

(面会の制限)

第 9 条 入院患者の入院病棟で感染症の集団発生が起きた場合。

2 周辺地域における新興感染症等の発生状況により、病院が面会制限の必要性を判断した場合。

(周知方法)

第 10 条 本規程は以下の方法によって患者、家族等面会者に周知を行う。

- (1) 入院時の説明
- (2) 院内掲示
- (3) 病院ホームページ掲載

附則

この規程は、2022 年 1 月 1 日から施行する。

2023 年 11 月 1 日改訂

2024 年 4 月 1 日改訂

2025 年 4 月 1 日改訂